

第52回（平成30年度第1回）富良野市都市計画審議会議事録

日 時 6月8日（木） 午後3時00分～午後4時05分
場 所 富良野市役所 第3会議室
出席者 黒岩委員、水間委員、宇治委員、及川委員、年代委員、藤本委員、竹内委員、
山田委員、浦田委員、山中委員、荏原委員
事務局 吉田建設水道部長、小野都市建築課長、長尾農業委員会係長、竹内都市建築係長、
上野都市建築係主査

開 会（15：00）

（進行：事務局）

- ・ ただ今より、平成30年度第1回、都市計画法に基づく法定審議会としては通算で52回目の都市計画審議会を開催します。
- ・ 本日の審議会は、委員数13名に対し11名の出席を賜りました。これにより、富良野市都市計画審議会条例第6条の規定により、本審議会は成立していることを報告します。

辞令交付

- ・ （平成30年6月1日付 議会選出2名（黒岩委員、宇治委員）に辞令交付）

市長挨拶

（市 長）

- ・ ただ今、辞令交付を行わせていただきました。就任後まだ慣れない部分もありますが、今後とも皆様のご指導をいただく事がたくさんあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 本日は、都市計画審議会の本年度第1回目の開会という事でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましたことを心よりお礼申し上げます。
- ・ 地方分権一括法が施行されてから、都市計画決定あるいは変更について、自治体が直接行える形に変わってきています。そうした経過の中で、都市計画審議委員の皆様には、更なる役割、そして、重い責任が伴っている形になるものと思っております。
- ・ 今回、新たに委員となられました黒岩岳雄様、宇治則幸様、そして農業委員会会長の及川栄樹様におかれましても、益々ご活躍いただけます事を期待しております。
- ・ この後、事業経過に対する報告等が行われますが、昨年度については、特定用途制限地域、また景観地区についてご審議いただきました。この事に関しましても厚く御礼申し上げますとともに、今回の議事についても、委員の皆様の建設的なご意見を賜り、富良野市のまちづくりに更なる活気、飛躍が図られればと考えています。
- ・ 結びになりますが、委員の皆様のご健闘、ご活躍、ご健勝での審議会活動をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長挨拶

(藤本会長)

- ・ こんにちは。平成30年度も引き続き会長を務めさせていただきます藤本です。
- ・ 審議会の中では委員の経験は長い方ですが、未熟でありますので、皆様のご協力をこれからもよろしく願いいたします。
- ・ 通勤時に下御料を通りますが、昨年度審議いたしました場所が刻々と姿を変えていっているのを見ながら通勤しています。昨年度審議は終わっていますが、地域住民の方であるとか、新規参入の方等にとって、これからどういう住み心地の土地になるのかを考えながら見えています。
- ・ そのような中、富良野市では新しいリーダーをお迎えして、市民にとって、富良野市にとって、良い、新しい年になる事を期待しているところです。また、本審議会においても新しいメンバーをお迎えすることができました。
- ・ 富良野市は、人口減少を迎える地方都市でありながら、先輩方が敷いてくださった都市計画に則り、コンパクトシティとして、ここ数年急激に変わってきた場所です。
- ・ 都市計画審議会の審議も多岐にわたる事が予想されますが、本年度も調査、審議をしっかりとしていく場として、進行していきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(進行)

- ・ ここで、市長は次の公務のため退席させていただきます。以降につきましては、会長に議事進行をお願いします。

(会長)

- ・ 議事に入る前に、新たに委員となられた方に自己紹介を兼ねてご挨拶いただきたいと思います。
- ・ (黒岩委員、宇治委員、及川委員より自己紹介)

報告事項

(会長)

- ・ 報告第1号『平成29年度都市計画に関する報告』、関連して議案2ページの報告第2号『平成30年度事業概要』について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 議案1ページをご覧ください。報告第1号、平成29年度都市計画に関する報告につきまして説明いたします。
- ・ 都市計画決定及び変更について、平成29年4月13日付、富良野市告示第30号で、都市計画道路であります東雲通が変更となっております。こちらは、東雲通の一部区間の両側歩道を片側歩道に変更したことに伴う幅員の変更となっております。
- ・ 次に、12月25日付、富良野市告示第56号で特定用途制限地域の変更、同じく富良野市告示第57号で景観地区の決定となっております。
- ・ 特定用途制限地域については、田園居住地区(一部)のリゾート産業地区への区域変更、一般住宅地としての土地利用に対応した規制内容への変更となっております。
- ・ 景観地区については、リゾート産業地区の一部において、建物の色や高さ、敷地の面積などを規制する地区として都市計画決定となっております。
- ・ 特定用途制限地域と景観地区については、関連する新規条例の制定、既存条例の改正が伴い、12

月定例会において議決となり、同日付で施行となっています。

- ・ 次に、都市計画に関わる事業の報告になります。
- ・ 平成29年度については、道路と下水道の事業が実施されています。
- ・ 都市計画道路について、昨年4月13日に都市計画変更となった東雲通の道路改良舗装事業として、設計測量調査委託を行っています。
- ・ 次に、公共下水道について、水処理センター長寿命化改築・更新工事を実施しております。また、同じく水処理センター長寿命化の実施設計を委託しています。
- ・ 参考として、平成29年度末現在の下水道普及状況を記載しておりますので、ご参照ください。
- ・ 議案2ページをご覧ください。報告第2号、平成30年度事業概要報告について説明いたします。
- ・ 公共下水道事業ですが、今年度については、水処理センターの長寿命化改築・更新と、公共下水道ストックマネジメント基本計画策定の委託を行うこととしております。
- ・ 以上、報告第1号と第2号につきまして説明を終わります。

(会 長)

- ・ 今の説明に関して、質問はありませんか。

(浦田委員)

- ・ スtockマネジメントというのはどういった内容になりますか。

(事務局)

- ・ 長寿命化は水処理センターの機械等の長寿命化を図るというのですが、ストックマネジメントは管路の使用年数や管径などを統計的に表し、今後どのように更新等を図っていくかを計画するものです。大きな意味では長寿命化と変わらないですが、既存(ストック)をコントロールして、古いものを効率よく新しくし、永続的な下水道運営を図るという計画を策定するものです。

(会 長)

- ・ 他にご質問等ありませんか。

(委 員)

- ・ (特になし)

(会 長)

- ・ なければ、次に進みます。
- ・ 報告第3号『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』第2回定時見直しについて、事務局より説明願います。

(事務局)

- ・ 報告第3号、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第2回定時見直しについて説明いたします。
- ・ この方針は北海道の決定によるものとなっており、今回の見直しも北海道が行いますが、見直しにあたっては、都市計画区域を有する各市町村が作成した市町村改正案を申し出ることを北海道より要請されています。
- ・ 市町村改正案については、今後開催いたします富良野市の都市計画審議会においてご意見をいただくことを予定していますので、今回は、この方針の概要と見直しのスケジュール等、事前の情報提供というかたちで説明させていただきます。また、これに関連しますので、富良野市が策定する都市計画マスタープランについても説明いたします。

- ・ まず、方針の内容について説明いたします。
- ・ 資料1をご覧ください。
- ・ この方針は、北海道内のすべての都市計画区域についての整備、開発、保全の方針を定めるもので、都市計画区域マスタープランとも呼ばれています。整備、開発、保全の文字から一字ずつ取った「整開保」あるいは「区域マス」などの略称で呼ばれていますが、ここでは以降「整開保」と呼ばせていただきます。
- ・ 整開保で定める事項については、区域区分の決定の有無とその方針となっています。区域区分は、市街化区域（すでに市街地となっている、あるいは計画的、優先的に市街化を図る区域）と、市街化調整区域（原則開発は行なわず、都市施設の整備も行わない区域）に線引きして区分けするもので、富良野市については区域区分の設定がない非線引きの都市計画区域となっています。そして、整開保で定めるよう努める事項としては、都市計画の目標、また、土地利用や都市施設の整備、さらに市街地開発事業など、都市計画の方針を定めることとなっており、全ての都市計画はこの整開保に即することとされています。
- ・ 資料1の裏面をご覧ください。
- ・ 続いて、整開保の見直しについて説明いたします。都市計画法に、市町村は都道府県に対して整開保の案に関わる「市町村の案」を申し出ることができると定められています。一方、都道府県は市町村に対し、協力を求めることができると定められています。
- ・ 北海道では、現状や課題をより把握しているのはそれぞれの市町村であること、また市町村が策定する都市計画マスタープランとの整合にも配慮する必要があることから、今回の見直しに関わる案の作成を市町村に求めるとしています。
- ・ 以上のことから、今回の見直しは、道内の都市計画区域に該当する各市町村で案を作成し、北海道では各市町村からの案の申し出をもとに変更原案を作成し、法に基づく手続きを進めることとなります。
- ・ 市が行う市町村改正案の作成に関わる流れとしましては、北海道との下協議、関係機関協議、都市計画審議会の開催、そして案の申し出となっています。
- ・ 見直しのスケジュールについては、議案2ページに記載しています。今年度から検討を始め、平成31年度中に北海道の告示により決定というスケジュールで進められます。
- ・ 整開保については以上となります。
- ・ 次に、関連がありますので、富良野市で策定しています都市計画マスタープランについて説明いたします。
- ・ 再度資料1をご覧ください。
- ・ 富良野市都市計画マスタープランは、平成23年に策定し、計画期間は平成23年度～42年度までとなっていますが、中間年であります平成32年度に見直す予定となっており、翌年の平成33年度から20年後を展望した計画へと移行していきます。こちらの見直しにあたっては、今回の整開保の見直し後の内容を踏まえたものとなります。また、平成32年度に見直しを予定していることから、早ければ平成31年度から、この整開保と並行して行う予定であることを補足としてお知らせいたします。
- ・ また、前回（平成23年）の都市計画マスタープランの見直し時には、都市計画審議委員13名に加え、策定に向けた臨時委員7名を委嘱し、20名で検討しましたが、次の見直しに向けては、こ

うした臨時委員の委嘱の必要性なども含めて、次回以降の審議会で説明し、ご意見を伺いたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

- ・ 以上、報告第3号について、説明を終わります。

(会 長)

- ・ この件に関し、質問等はありませんか？

(委 員)

- ・ (特になし)

(会 長)

- ・ ないようですので次の意見聴取事項に移ります。

意見聴取事項

(会 長)

- ・ 意見聴取第1号『都市計画に関連する制度改正（田園住居地域の創設）について』、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ 議案の3ページ、資料は2になります。
- ・ 意見聴取事項第1号、都市計画に関連する制度改正（田園住居地域の創設）について説明いたします。
- ・ まずは制度改正について説明いたします。
- ・ これまで低層住居専用地域や工業地域など12種類でした都市計画の用途地域に、25年ぶりに田園住居地域という新たな地域が作られ、本年4月1日より施行となっています。
- ・ 田園住居地域につきましては、人口減少などに伴う全国的な宅地需要の鎮静化や、住民の都市農業に対する認識の変化などの背景を踏まえ、都市にある農地については、都市にあるべきものという考え方にたち、マンション等の建設に伴う営農環境の悪化の防止、あるいは住居専用地域では農業用施設は原則建てられないといった状況にあることから、これらの課題に対応した地域として創設されたもので、農業という面に特化した住居系用途地域の一つとなります。
- ・ 具体的には、資料2をご覧ください。
- ・ 田園住居地域の建築規制の内容については、建築基準法により、低層住居専用地域に建築可能なものに、農業用施設（農業に供するもの）を加えたものが、建築できるものとして定められています。
- ・ 農業に供するものとして、1つめに、農業の利便増進に必要な店舗・飲食店などがあります。こちらは床面積が500㎡以内で2階以下という条件となっています。それ以外の店舗などは、第2種低層住居専用地域と同じとなっています。
- ・ 2点目に、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するものがあります。
- ・ 3点目に、農産物の生産資材の貯蔵に供するもの（農機具収納施設など）があります。
- ・ 資料2の2枚目に、それぞれの用途地域ごとの規制内容を表にしたものがあります。他の地域との比較ができますので後ほど確認いただければと存じます。
- ・ 田園住居地域の説明については以上となります。次に、この田園住居地域に関する意見聴取という事で説明いたします。

- ・ 資料2の3ページをご覧ください。富良野市の用途地域については、ご覧のとおりとなっております。
- ・ この用途地域の中で、現に農業経営されていると思われる農地については、数か所該当があります。この中で、取り急ぎ田園住居地域についての検討の必要性が考えられるものという事で、田園住居地域より規制が緩やかな地域を除き、低層住居専用地域内に絞りますと、東雲町の1か所が該当となります。
- ・ こちらは現在、第1種低層住居専用地域ですが、田園住居地域への変更について、事務局段階では、直ちに改定を要するものではないと考えていますが、審議委員の皆様のご意見をうかがいたく、意見聴取事項とさせていただきます。
- ・ 直ちに改定を要するものではないとする事務局の見解としましては、この地域において、例えば農産物の直売所や農産物を活用した飲食店などに組みたいが今の用途では不可能といった課題がこれまであったのか、あるいは現在、課題としてあるのかという点で考えましたが、現時点で、そういった相談等がないこと、また、今回の制度改正に伴い、都市計画の変更をしようとする北海道内の動きが現時点では無い事もあり、各用途地域の配置や規模など土地利用の基本的な考え方として北海道が示す用途指定基準についても現在調整中との事もあり、直ちに田園住居地域への変更について検討をする必要性についてはないものと考えています。
- ・ 以上、意見聴取第1号について、説明を終わります。

(会 長)

- ・ この件に関しご質問、ご意見などはありますか。

(浦田委員)

- ・ 昨年審議しました特定用途制限地域の「田園居住地区」と名称が似ていますが。

(事務局)

- ・ 今回施行となりました「田園住居地域」は、法によって定められた用途地域の一つで、日本の都市計画区域すべてにおいて使用される名称です。昨年審議いただきました特定用途制限地域の「田園居住地区」については、富良野市の決定により用途地域外となる白地においてかけられる特定用途制限地域の一つとしてすでに使用している名称であり、今回、偶然に似た名称となり、わかりにくくなってしまいましたが、国が定めた名称と市が定めた名称であること、定める場所も違うという事でご理解ください。

(会 長)

- ・ 他にご質問はありますか？

(委 員)

- ・ (特になし)

(会 長)

- ・ それでは次に、意見聴取事項第2号『審議会等の議事録の公表に係る発言者の記載について』、事務局より説明願います。

(事務局)

- ・ 議案4ページをご覧ください。意見聴取第2号、審議会等の議事録の公表に係る発言者の記載について説明いたします。
- ・ 本件は、富良野市情報共有と市民参加のルール条例に基づいて取り扱われている、審議会の議事

録の作成と公表について、その取り扱いに関し、委員の皆様のご意見をうかがうものです。

- ・ ①に記載のとおり、市の条例により、審議会等の会議が開催された際に公表する事項が定められています。
- ・ 都市計画審議会については、平成16年開催の都市計画審議会にて、公表のあり方について議論され、市議会の傍聴規則などを参考にしながら、公表に関する事項を定めています。また、平成17年の市民参加のルール条例制定後は、この条例に従い、議事録を公表してきている状況ですが、発言者の氏名については条例にも規定はなく、公表の対象としていませんでした。
- ・ この公表の方法について、今般、担当する市民協働課より、全体の統一化を図りたいとの意向が寄せられました。
- ・ 具体的には、議事録への発言者名の記載に関しては、これまで審議会ごとに取り扱いが違うという状況であったことから、今後については発言者の氏名を公表するという事で統一したいというものです。
- ・ ただし、特別な理由により委員名の記載が困難な場合を除くとされていることから、発言者の記載について、皆様のご意見を伺った上で取り扱いたいと考えています。
- ・ この、特別な理由にはどのようなものが該当するのかという事については、具体的な決まりはありませんが、担当課の見解としては、その理由をきちんと説明できるものであれば非公表の選択が可能との事でした。
- ・ 以上、意見聴取第2号について、説明を終わります。

(会長)

- ・ ただ今の説明について、ご意見をうかがいます。

(水間委員)

- ・ 公表することについては特に問題はないと思います。市民協働課で記載するという事で統一したいとした理由について教えてください。

(事務局)

- ・ 富良野市には現在30程の審議会があります。その中で、商工や保護、介護認定など企業や個人の情報そのものを審議対象とするものは会議の内容自体が非公表となっています。それ以外は、議事の結果については公表していますが、発言者の記載は担当する部署によって取り扱いが違いました。都市計画審議会では出席委員名と発言内容は公表していますが、発言した委員名は記載していません。
- ・ 先般、市民の声として審議会での発言について意見があり、発言の偏り（発言が多い人と少ない、あるいは発言しない人）があるのではないかという意見が寄せられました。また、昨今は発言者を公表する方向に移り変わってきている状況から、各審議会を担当する部署に対し、統一したいとの事で市民協働課より連絡がありました。
- ・ （都市計画審議会で例えると）まちづくりや市街地再開発などの審議について、事業内容（事業成立の可否）については審議事項ではないのですが、発言によっては事業の内容を審議している（〇〇委員はこの事業に賛成なのか反対なのか）と解釈されるような誤解が生じ、それにより委員としての活動等への影響が想定されるのであれば、考慮したいため、意見を伺うものです。

(会長)

- ・ 審議事項以外での発言など、すべての発言を公表するという事になりますか。

(事務局)

- ・ 審議会終了後、録音データをもとに作成した議事録の案を委員に送付し、発言内容等を公表前に確認していただいています。その中で、発言の趣旨と違うなどがあれば訂正をします。
- ・ 趣旨から外れた例えの話や言い直しなど、公表する必要がないものと判断した場合には事務局で削除するものもありますが、ほぼ発言した内容は記載しています。

(山中委員)

- ・ 基本的な事に関する質問(素朴な疑問)など、審議に入る前段にするような質問等も公表するのでしょうか。

(事務局)

- ・ 基本的な質問があったことで、情報が整理、共有され、判断が変わるという事もあり得ますので、審議結果に至る経過としてこれまでも掲載してきています。

(山中委員)

- ・ 市民にとっては、どういった議論がされているのか知りたいと思うのでよいと思います。

(山田委員)

- ・ 問題ないと思います。

(竹内委員)

- ・ よろしいのではないのでしょうか。

(浦田委員)

- ・ 特に問題ないと思います。

(年代委員)

- ・ そういう流れという事もありますので、いいのではないのでしょうか。

(荏原委員)

- ・ 今後は統一化を図りたいという中で、都市計画審議会は公表しないとなった場合にはどうなるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 特別な理由があり、公表が困難な場合は非公表としてもかまわない事となっていますので、非公表とする理由が求められる事になります。
- ・ (事務局回答を踏まえ) 公表には賛同いたします。

(及川委員)

- ・ 反対になぜ今まで公表していなかったのかと思います。当然の事と考えます。

(事務局)

- ・ (情報提供として)平成15年頃に、道内の都市計画審議会の公表の状況を調べたところ、議事内容の公表をしているのが、数市(主に大都市)と少ない状況でした。同時期に富良野市の情報公開条例が制定となり、都市計画審議会において、公表のあり方について審議をし、先ほどの説明のとおり公表することとしました。当時の状況としては、まだ公表しているところが少ない中で、富良野市は、出席委員名、審議事項、結果、議事録を公表することを決め、現在に至っているという状況です。最近の道内の状況としては、審議事項も公表していないところが2~3箇所ありました(市町村ホームページによる調べで、審議会の開催がなかったと思われるものも含みます)。

(宇治委員)

- ・ 審議中に話が逸れた際などに、会長（議長）によって議事を一旦止めたりするような事がありますか。

（会 長）

- ・ これまでの審議の中で、休憩をはさんだりすることはありました。

（宇治委員）

- ・ 公表する事には賛成ですが、議事が止まっている際の発言など、公表内容の整理についてはいかがでしょうか。

（事務局）

- ・ 会長が議事を止め、再開するまでの間は議事録として記載していません。

（宇治委員）

- ・ 公表しない部分であっても（記録として）残す部分があってもよいと思います。

（会 長）

- ・ 議事進行の立場で、作為的に議事をコントロールするようなことはいたしません。発言される方におかれても、ある程度責任を持った発言をしていただければと思います。

（黒岩委員）

- ・ 発言者の氏名を記載する事には賛成いたします。議会においても休憩をとって意見調整をするようなことはあります。委員の中で意見の食い違いなどが起こることもあると思いますので、場合によっては休憩等についても、しっかり時間を割いていく事も重要かと思います。

（吉田部長）

- ・ 先ほど来、事務局説明の中で議事録と言っていましたが、議事録となると一言一句、間違いのないように全文筆記となりますが、条例上は、議論の経過を公表するものであり、この場合、公表するのは経過の報告ですので、事務局で記録した内容を基に、全文筆記ではなく、要点筆記という形で審議委員の皆様へ一度お配りします。その中で、発言の表現が違ったなどがあれば訂正することは可能ですが、発言の趣旨などが覆るような変更はさすがに致しかねるところですのでご理解をお願いいたします。

その他

（会 長）

- ・ それでは、その他にうつります。事務局から何かありますか？

（事務局）

- ・ 先ほどご意見を賜りました議事録への発言者の記載については、本審議会の公表より取り扱わせていただきます。
- ・ 次回の都市計画審議会の予定について説明いたします。整開保の見直しなどのスケジュールから、1～2月頃を予定していますが、必要に応じご連絡差し上げます。

（会 長）

- ・ それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。お疲れ様でした。

- ・ **閉会（16：05）**